

千代田区公契約条例の手引

令和7年4月
千代田区



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/kokeyaku.html>

令和 7 年度 制度改正などの内容

令和 7 年度から制度や運用を一部改正します。内容は次のとおりです。

(1) 適用範囲の拡大 (P3)

公契約条例に運用により、公契約の従事者の労働環境の確保や公共サービスの質の確保などを一層推進するため、特定公契約の適用範囲を、工事又は製造の請負について予定価格 1 億 1 千万円以上から 1 億円以上に、工事又は製造の請負以外の請負契約について 2 千 4 百万円以上から 2 千万円以上に拡大します。

(2) 賃金下限額の改定

令和 7 年度の賃金下限額を改定します。(P5、P24 資料 9)

(3) 提出書類の簡素化 (P8)

周知確認書及び社会保険領収書の提出を不要とするとともに、施工体制台帳の提出から施工体系図の提出に変更することにより、報告書作成事務の負担軽減を図ります。

(4) 従事者向けアンケートの実施

令和 7 年度より、受注者向けアンケートに加え、従事者向けアンケートを実施する予定です。詳細が決まりましたら対象受注者・受注関係者様宛に別途連絡します。

【目次】

1	条例制定の目的	1
2	用語の定義	1
3	条例の概要	2
4	適用範囲	3
5	適用従事者の範囲	4
6	賃金下限額	4
7	特定公契約の賃金の定義と算定方法	5
8	特定公契約賃金等報告書の作成・提出	8
9	従事者への周知	9
10	従事者からの申出	9
11	報告及び立入調査	9
12	是正措置	10
13	契約解除、指定の取消	10
14	損害賠償、違約金	10

<資料・様式>

資料 1	公契約条例適用案件の流れ	11
資料 2	特定公契約賃金等報告書（工事・製造の請負）	12
	（別紙）賃金状況等調査表（工事・製造の請負）	13
資料 3	特定公契約賃金等報告書（業務委託・指定管理協定）	14
	（別紙）賃金状況等調査表（業務委託・指定管理協定）	15
資料 4	周知カード	16
資料 5	周知様式例（工事請負契約用）・別表	18
資料 6	周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）	20
資料 7	従事者向け周知用ポスター・チラシ	21
資料 8	特定公契約の賃金に係る申出書	23
資料 9	公契約条例賃金下限額一覧（令和 7 年度）	24

<条例・規則等>

千代田区公契約条例	25
千代田区公契約条例施行規則	28
千代田区公契約審議会規則	31
公契約条例約款（工事又は製造の請負、業務委託）	32
公契約条例約款（指定管理協定）	34

1 条例制定の目的

千代田区では、区が締結する請負契約等に基づく業務及び指定管理者に行わせる公の施設の管理において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的に、千代田区公契約条例を制定いたしました。

なお、本条例は平成 26 年第 1 回千代田区議会定例会において可決し、平成 26 年 3 月 20 日公布、同年 10 月 1 日施行となりました。

2 用語の定義

本手引における用語の定義は、以下のとおりとします。

公契約	区が締結する工事、製造その他の請負の契約並びに指定管理協定
特定公契約	公契約条例の適用を受ける公契約
受注者	区と公契約を締結する者
下請負者	受注者から公契約の業務の一部を請け負い、又は受託する者（再下請等数次にわたるものを含む。）
受注関係者	①下請負者 ②受注者又は下請負者に労働者を派遣する者
従事者	公契約に係る業務に従事する者（下請及び派遣による者を含む。） ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。） ②労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）の規定により派遣される者 ③自らの提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により業務に従事する者
賃金	公契約に係る労務の対価で従事者に支払われるもの
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
特定受注者	特定公契約の受注者
受注者等	受注者及び受注関係者
適用従事者	公契約条例の適用を受ける特定公契約に従事し、公契約条例の規定が適用される従事者

3 条例の概要

千代田区公契約条例の主な内容は、以下のとおりです。

事 項	主な内容
区の責務 (第3条)	区は、法令及び条例に基づき、従事者の適正な労働環境の確保に努める。
受注者の責務 (第4条)	受注者は、公契約の社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努める。
従事者の賃金 (第5条)	①区長は、特定公契約において、受注者等が従事者に対し、賃金下限額以上の賃金を支払うことを定める。 ②区長は、賃金下限額を定めるときは、公契約審議会の意見を聴いて定め、告示する。 ③受注者は、従事者の賃金が賃金下限額以上であることを確認し区長に報告する。
従事者の社会 保険 (第6条)	①区長は、特定公契約において、受注者等が従事者を雇用形態に応じ社会保険へ加入することを定める。 ②特定受注者は、社会保険への加入の状況について、区長に報告する。
従事者への周 知 (第7条)	特定受注者は、次の事項を業務が実施される場所の見やすい位置に掲示、備え付け又は書面の交付により従事者に周知する。 ①賃金下限額、②適用従事者の範囲、③第8条の規定による申出をする場合の連絡先
従事者の申出 (第8条)	従事者は、賃金下限額以上の賃金が支払われていない場合は、区長又は特定受注者にその事実を申し出ることができる。
不利益取扱いの 禁止 (第9条)	特定受注者は、従事者からの申出に誠実に対応し、申出を理由に解雇、下請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。
立入調査 (第10条)	区長は、従事者から申出があったとき、その他条例の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求め、又は区の職員が受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。
是正、契約解除 (第11条)	①区長は、従事者の賃金が賃金下限額以上でないことを確認した場合は、特定受注者に是正を求め、是正がされない場合は、契約解除（指定管理者は、指定の取消）をすることができる。 ②契約解除等により区に損害が生じたときは、特定受注者はその損害を賠償しなければならない。
契約文書への 記載(第12条)	区長は、この条例に基づく必要な事項を契約に関する文書に記載する。
公契約審議会 (第13条)	公契約における労働環境の確保に関し審議するため、区長の附属機関として公契約審議会を設置する。審議会は6人以内で、事業者、労働者及び学識経験者により構成する。

4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける特定公契約は次のとおりとします。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が1億円以上の契約
工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）	予定価格が2千万円以上の次に掲げる契約 ①施設管理業務 ②給食調理業務 ③警備、車両運行業務 ④清掃業務 ⑤廃棄物、資源等回収業務 ⑥窓口、管理業務
指定管理協定	全ての指定管理協定

*予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

*契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）は関係ありません。

*適用となる案件については、その旨を入札の公告、公募指名通知書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し事業者へ通知します。

*特定公契約を締結した受注者は、特定公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、受注関係者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

5 適用従事者の範囲

(1) 適用従事者の範囲は次のとおりとします。

受注者又は受注関係者に雇用され、特定公契約に係る業務に従事する者 (正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等)
労働者派遣法の規定により、特定公契約に係る業務に派遣される者
自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により特定公契約に係る業務に従事する者 (いわゆる一人親方)

(2) ただし、次に掲げる者は公契約条例の規定が適用されません。

1	同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
2	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者でない者 (ボランティア、会社役員等)
3	最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
4	特定公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者)
5	工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者)
6	特定公契約に従事した時間が 1 ヶ月あたり 30 分未満の者

6 賃金下限額

賃金下限額とは、特定公契約において、受注者等が従事者に対して支払わなければならない賃金の下限となる額で、1 時間当たりを単位として決定します。

賃金下限額は、千代田区公契約審議会からの答申を踏まえ、区長が定め告示します。

賃金下限額は、特定公契約の契約締結時の賃金下限額を適用します。複数年度に継続する場合、締結の翌年度以降に賃金下限額が改定された場合にその適用は受けず、履行終了又は指定期間終了まで当初の賃金下限額を適用します。

ただし、指定管理協定は、最新年度の賃金下限額が適用されます。

<賃金下限額>※令和7年4月1日以後に業務開始する特定公契約について適用します。

公契約の種類	賃金下限額（資料9 公契約条例賃金下限額一覧参照）																
工事又は製造の請負契約	令和7年度公共工事設計労務単価 90%に基づき定める1時間当たりの金額（資料9 参照）																
工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）	区職員給与等を勘案して得た額等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th><th>賃金下限額 （1時間当たり）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警備員</td><td>1,463 円</td></tr> <tr> <td>保全管理員</td><td>1,969 円</td></tr> <tr> <td>清掃員</td><td>1,344 円</td></tr> <tr> <td>介護職</td><td>1,344 円</td></tr> <tr> <td>栄養士</td><td>1,592 円</td></tr> <tr> <td>保健師・看護師</td><td>1,634 円</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>1,335 円</td></tr> </tbody> </table>	職種	賃金下限額 （1時間当たり）	警備員	1,463 円	保全管理員	1,969 円	清掃員	1,344 円	介護職	1,344 円	栄養士	1,592 円	保健師・看護師	1,634 円	上記以外	1,335 円
職種	賃金下限額 （1時間当たり）																
警備員	1,463 円																
保全管理員	1,969 円																
清掃員	1,344 円																
介護職	1,344 円																
栄養士	1,592 円																
保健師・看護師	1,634 円																
上記以外	1,335 円																
指定管理協定	「保全管理員」は、設備の運転管理、点検・保守業務を行う従事者です。																

7 特定公契約の賃金の定義と算定方法

特定公契約の賃金とは、特定公契約において受注者、受注関係者から従事者に支払われる賃金をいいます。賃金に算定する手当等は次のとおりです。

（1）賃金の範囲

<算定対象とする手当等>

公契約の種類及び従事者		手当等の例
工事又は製造の請負契約	従事者（労働基準法第9条に規定する労働者）	・基本給相当額（基本給（定額給）、出来高給） ・基準内手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当・技能手当、精勤手当） ・臨時の給与（賞与、臨時の賃金等） ・実物給与（通勤用定期、食事代）
	請負契約におけるいわゆる一人親方	・公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税相当額を除く） ・請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額
工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）における従事者		・基本給相当額（基本給（定額給）） ・諸手当（職務手当、現場手当、技能手当等）
指定管理協定における従事者		★警備員・保全管理員のみ、基準内手当（家族手当、住居手当、通勤手当等）及び臨時の給与（賞与等）を算定対象に含める。

<算定対象から除く手当等>

公契約の種類及び従事者		手当等の例
工事又は製造の請負契約	従事者(労働基準法第9条に規定する労働者)	・ 時間外割増賃金（時間外・休日・深夜） ・ 各職種の通常の作業条件・内容を超えた労働に対する手当（突貫手当等） ・ 仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当（休業手当） ・ 本来は経費にあたる手当（工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当（送迎者運転手当）、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等）
	請負契約におけるいわゆる一人親方	・ 調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費 ・ 時間外等割増賃金（時間外・休日・深夜）
工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）における従事者		・ 時間外等割増賃金（時間外・休日・深夜） ・ 諸手当（家族手当、住居手当、通勤手当等） ・ 臨時の給与（賞与等）
指定管理協定における従事者		

- * 工事又は製造の請負契約における従事者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内・外の区分に準じています。
- * 工事又は製造の請負以外の請負契約(業務委託契約)及び指定管理協定における従事者の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び第21条に準じています。
- * 賃金は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取り賃金とは異なります。
- * 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられる名称であり、手当等の算定については、名称のみでなく支給基準や支給実態によって判断してください。

(2) 特定公契約の業務に係る賃金の算定方法

適用従事者が1ヶ月の中で特定公契約に係る業務とその他の業務に従事した場合、特定公契約に係る業務に対して支払われた手当以外の賃金については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事又は製造の請負契約の適用従事者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与等のように、複数月がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1ヶ月あたりに換算したものを使用します。

【特定公契約の賃金の算出例】〈工事請負契約における月払い賃金の場合〉

A 工事・・・公契約条例の適用となる工事、B 工事・・・その他の工事

労働時間の例

労働区分	所定時間内労働	所定時間外労働
A 工事従事時間	①120 時間	③15 時間
B 工事従事時間	40 時間	5 時間
合計	②160 時間	④20 時間

賃金の例

賃金区分	支給額	備考
基本給	380,000	月額支給
家族手当	24,000	月額支給
時間外割増賃金	50,000	
A 工事個別手当	25,000	特定公契約に従事した際の現場手当
B 工事個別手当	なし	
実物給与(通勤手当)	30,000	年間 2 回 6 ヶ月分を支給
臨時の給与(賞与)	210,000	年間 2 回 6 ヶ月毎に支給

特定公契約の賃金の算定

賃金区分	1 ヶ月分の 支給額	特定公契 約の賃金	計算方法
基本給	380,000	285,000	$380,000 \times ①120h \div ②160h$
家族手当	24,000	18,000	$24,000 \times ①120h \div ②160h$
時間外割増賃金	50,000	0	対象外
A 工事個別手当	25,000	25,000	特定公契約に係る業務に対する支給のため全額対象
実物給与(通勤手当)	(※1) 5,000	3,750	$30,000 \div 6 \text{ ヶ月} \times ①120h \div ②160h$
臨時の給与(賞与)	(※2) 35,000	26,250	$210,000 \div 6 \text{ ヶ月} \times ①120h \div ②160h$
合計		358,000	

(※1) 1 ヶ月分の通勤手当 $30,000 \div 6 \text{ ヶ月} = 5,000$

(※2) 1 ヶ月分の賞与の計算 $210,000 \div 6 \text{ ヶ月} = 35,000$

特定公契約の賃金(A 工事の賃金) = 358,000 円

1 時間当たりの賃金: $358,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 時間} = 2,983 \text{ 円}$ (小数点以下切捨て)

算定対象の特定公契約の 1 時間当たりの賃金が賃金下限額(「6 賃金下限額」)以上でなければなりません。

【特定公契約の 1 時間当たりの賃金と賃金下限額の比較】

公契約条例の適用となる A 工事における賃金(1 時間当たり): 2,983 円

賃金下限額(職種: 普通作業員)(1 時間当たり): 2,857 円

特定公契約従事者の賃金: $2,983 \text{ 円} \geq \text{賃金下限額 } 2,857 \text{ 円}$

このように適用公契約従事者の賃金が賃金下限額以上であれば問題ありません。

8 特定公契約賃金等報告書の作成・提出

特定公契約の受注者は、特定公契約賃金等報告書等を以下のとおり区に提出する義務があります。

(1) 提出時期・提出書類

回数	報告対象	提出期限	提出書類
第1回	特定公契約賃金等報告書を提出するまでの期間	契約日が属する月の2か月後の末日	● 特定公契約賃金等報告書 (受注者のみ作成・提出) ● 賃金状況等調査表 (受注者及び受注関係者(再委託先)ごとに作成。受注者は、受注者及び受注関係者分を取りまとめの上、提出) ● 施工体系図(工事又は製造の請負)
第2回	1回目提出後から2回目提出までの期間	業務完了日の1か月前 (複数年度契約) 2回目以降は毎年度4月末日まで提出。最終回は、業務完了日の1か月前	● 特定公契約賃金等報告書 (受注者のみ作成・提出) ● 賃金状況等調査表 (受注者及び受注関係者(再委託先)ごとに作成。受注者は、受注者及び受注関係者分を取りまとめの上、提出)

- ・ 特定公契約賃金等報告書・賃金状況等調査表
 工事又は製造の請負 : 資料2及び別紙
 業務委託・指定管理協定 : 資料3及び別紙
- ・ 提出期限を1ヶ月遅延した場合 : 提出遅延受注者に対して指導を行います。
- ・ 指導を受けてさらに2ヶ月遅延した場合 : 提出遅延受注者に対して指名停止を行います。なお、既に指導を受けた受注者は、第2回目の期限に1ヶ月遅延した場合、指名停止を行います。

(2) 提出先

公契約の種類	提出先
工事又は製造の請負契約	千代田区政策経営部 契約課(千代田区役所6階)
工事又は製造の請負以外の請負契約(業務委託契約)	
指定管理協定	指定管理協定を締結する担当課

9 従事者への周知

(1) 従事者への周知方法

受注者は、次に掲げる事項を周知しなければなりません。

〈従事者に周知する事項〉

1	この条例が適用される従事者の範囲
2	賃金下限額
3	申し出をする場合の連絡先
4	申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと。

- ・作業所等の従事者が見やすい場所にポスターやチラシ（資料7）を掲示してください。

参考資料：「従事者向け周知様式」（資料5、6）

- ・周知カード（資料4）を配付してください。（「周知カード」は、区で作成します。不足する場合は、千代田区役所契約課へ請求してください。）

10 従事者からの申出

適用従事者は、賃金が賃金下限額を下回る場合は、受注者又は区にその事実を申し出ることができます。

- (1) 適用従事者は特定公契約に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、賃金の内訳を把握・管理し、特定公契約の賃金が賃金下限額を下回っていないか確認してください。
- (2) 特定公契約の賃金が賃金下限額を下回る場合、適用従事者は、「特定公契約の賃金に係る申出書」（資料8）に必要事項を記入し、受注者又は区へ提出してください。
- (3) 受注者は、適用従事者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し基準額を下回っていたことが確認できた場合、速やかに不足分の支払いを行ってください。また、申出があった場合には、当該従事者に調査結果を回答し、区へ報告書を提出してください。
- (4) 受注者は、適用従事者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

11 報告及び立入調査

適用従事者から区に申出があった場合又は調査が必要と認める場合、区は受注者に対して報告を求め資料の請求、立入調査等を行います。

調査等の対象が受注関係者となることもありますので、下請契約や再委託契約等を締結する際には、区が調査等を行うことについて合意を得るようにしてください。

1 2 是正措置

調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認められる場合は、区は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに区が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければなりません。

1 3 契約解除、指定の取消

区は、次のいずれかに該当する場合は特定公契約を契約解除し、又は指定管理協定の取消を行うことができます。また、指導及び千代田区競争入札参加有資格者指名停止要領に基づき、指名停止措置を行います。

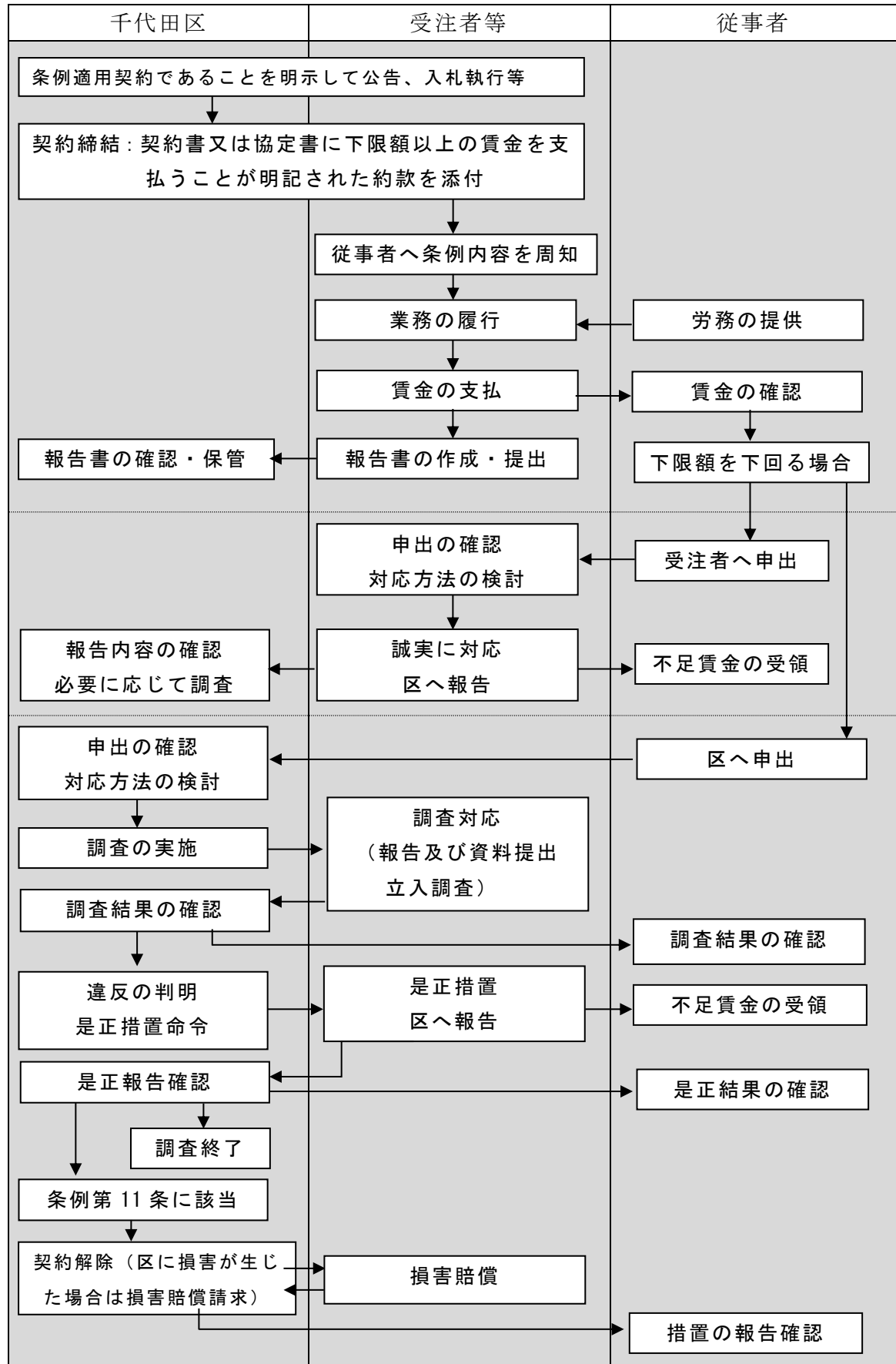
- ・従事者からの申出について、受注者から報告がされないときや報告が虚偽であったとき
- ・受注者や受注関係者が立入検査を拒否したときや立入検査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき）
- ・受注者が是正措置の命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき
- ・指定された期限までに提出書類を提出しなかった場合

1 4 損害賠償、違約金

受注者等は、契約の解除、指定管理協定の取消によって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。

区は、受注者が、契約及び協定に違反した場合においては、違約金を徴収することができます。

(資料 1) 公契約条例適用案件の流れ



※契約又は協定に違反した場合、違約金を徴収することがあります。

(資料2)

特定公契約賃金等報告書(工事・製造請負) 【 年度用】

年 月 日

千代田区長宛て

契約件名			契約番号	
受託者名				
所在地	〒			
担当者名		所属部署		
電話番号		e-mail		
報告回数	回目			

【賃金状況等調査表】

上記の契約における従事者の賃金状況等について、受注者及び受注関係者(下請業者)ごとの別紙「賃金状況等調査表」を取りまとめ添付します。

区分	確認事項		確認(プルダウンで選択)
公契約条例	1	公契約条例で定める賃金下限額以上の賃金等を支給している。	
	2	適用従事者に、条例第6条に基づき、賃金下限額等の周知事項を掲示又は書面交付を行っている。	
	3	下請先への賃金下限額以上の賃金等の支払いの要請を行っている。	
雇用契約	4	本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。	
	5	本業務の従事者に対して就業規則を周知している。	
	6	労働基準監督署に就業規則を届け出をしている。(常時雇用10人以上従業員がいる場合)	
給与計算	7	賃金は、適正な計算により支払っている。	
	8	賃金は、定められた支給日に支給している。	
労働時間管理	9	法定帳簿を備え、労務管理(労働時間、休暇・休日の取得状況)を確実にしている。	
その他	10	建設業退職金共催に加入し証紙を配布している。	
	11	施工体系図を作成し、掲示している。	
	12	下請先との契約において、双方協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正に行っている。	
	13	下請先の社会保険未加入対策を行っている。	

確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等

(別紙) 賃金状況等調査表 (工事・製造請負)

契約件名	
事業者名	

提出対象期間		年 月 日～ 年 月 日		
社会保険の 加入状況	保険加入の有無 (プルダウンで選択)			
	事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

社会保険未加入の場合は、未加入者人数、理由及び改善予定等を記入してください

--

職種ごとに最も低い賃金額 (円/1時間) を記入してください。

NO	職種 (プルダウンで選択)	左の職種の賃金下限額 (円/1時間当たり)	最も低い賃金額 (円/1時間当たり)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

(資料3)

特定公契約賃金等報告書（業務委託・指定管理協定） 【 年度用】

年 月 日

千代田区長宛て

契約件名		契約番号	
受託者名			
所在地	〒		
担当者名		所属部署	
電話番号		e-mail	
報告回数	回目		

【賃金状況等調査表】

上記の契約における従事者の賃金状況等について、受注者及び受注関係者（再委託者）ごとの別紙「賃金状況等調査表」を取りまとめ添付します。

【労働条件等確認】

区分	確認事項		確認（プルダウンで選択）
公契約条例	1	公契約条例で定める賃金下限額以上の賃金を支給している。	
	2	適用従事者に、条例第6条に基づき、賃金下限額等の周知事項を掲示又は書面交付を行っている。	
	3	再委託先への賃金下限額以上の賃金の支払いの要請を行っている。	
雇用契約	4	本業務の従事者に対して適正な雇用契約を締結している。	
	5	本業務の従事者に対して就業規則を周知している。	
	6	労働基準監督署に就業規則を届け出をしている。（常時雇用10人以上従業員がいる場合）	
給与計算	7	賃金は、適正な計算により支払っている。	
	8	賃金は、定められた支給日に支給している。	
労働時間管理	9	法定帳簿を備え、労務管理（労働時間、休暇・休日の取得状況）を確実にしている。	
その他	10	再委託先との契約において、双方協議による適正な手順を踏まえて下請代金を設定し、適正に行っている。	

確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入してください。

確認事項の番号	「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等

(別紙) 賃金状況等調査表 (業務委託・指定管理協定)

契約件名	
事業者名	

提出対象期間	年 月 日～ 年 月 日			
社会保険の 加入状況	保険加入の有無 (プルダウンで選択)			
	事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

社会保険未加入の場合は、未加入者人数、理由及び改善予定等を記入してください

--

職種ごとに最も低い賃金額 (円/1時間) を記入してください。

NO	職種 (プルダウンで選択)	左の職種の賃金下限額 (円/1時間当たり)	最も低い賃金額 (円/1時間当たり)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

(資料4) 周知カード

受注者は、従事者が現場に初めて入る際に周知カードを配付してください。

この「周知カード」は、区で作成します。周知カードが不足する場合は、千代田区役所契約課へ請求してください。

日本語版

(表)

(裏)

労働者のみなさまが、働いている工事や業務には、千代田区公契約条例で独自の「最低賃金」(「賃金下限額」と呼びます。)が定められています！ ○対象労働者の範囲 当該契約に係る作業に従事する方(一人親方も含みます。) ○賃金下限額 区ホームページ又は受注者(元請業者・雇用主)、指定管理者からご確認ください (裏もご覧ください)	賃金下限額より賃金が低くないですか?! ○申出をする場合の申出先 千代田区役所契約課(Tel 03-5211-4156) 又は受注者(元請業者・雇用主)、指定管理者 申出をしたことにより解雇や請負契約の解除、その他不利益な取扱いはありません。 (表もご覧ください) 
--	--

英語版

(表)

(裏)

Chiyoda Contracting Regulations prescribe its own minimum amount of wages. ○ This notice affects the following workers; Those who work in the construction industry or business that is involved with the contract (including One-masters in the construction industry) ○ Minimum amount of wages Get information, visiting Chiyoda City Website (the QR code for the URL, overleaf). Otherwise, please confirm it with your employers, a former employer or designated administrator. (Please also read the other side.)	Are you paid properly? Make sure your wages are not less than minimum wage amount. ○ If you maintain that you are not paid properly, you have to report it to; Chiyoda City Contract Division (Tel;03-5211-4156) or your employers (including a former employer) or designated administrator Your status is guaranteed, which means you do not have to worry about being discharged, being forced contract termination and suffering any other unexpected disadvantage due to your report. (See other side) 
--	--

中国語版

(表)

(裏)

关于各位劳动者所从事的工程及业务， 在千代田区公合同条例中，针对“最低工资” (称“最低工资金额”)有独特的规定！ ○对象劳动者的范围 从事该合同相关工作的人员 (包括不雇用劳动者的单人承包商。) ○最低工资金额 请通过千代田区网站或承包方(总承包商、雇主)、 指定管理者进行确认 (请参阅背面)	您的工资是否低于最低工资金额？！ ○提出报告时请联系： 千代田区役所合同课(Tel.03-5211-4156) 或承包方(总承包商、雇主)、指定管理者 您不会因提出报告而被解雇、 解除承包合同或受到其他不公平待遇。  (请参阅正面)
--	---

韓国語版

(表)

(裏)

노동자 여러분이 종사하고 계신 공사 및 업무에는 지요다구 공계약 조례에 의한 독자적인 '최저임금' (‘임금 하한액’이라 부른다)이 정해져 있습니다! ○대상 노동자 범위. 해당 계약과 관련된 작업에 종사하시는 분(1인 사업주도 포함된다) ○임금 하한액 지요다구 홈페이지 또는 수주자(원청업자·고용주) 지정 관리자를 통해 확인해 주십시오. (뒷면도 참고해 주십시오)	임금 하한액보다 적은 임금을 받고 계신가요?! ○신청을 원할 경우 신청처 o: 지요다 구청 계약과(Tel.03-5211-4156) 또는 수주자(원청업자·고용주), 지정 관리자 신청으로 인해 해고 및 도급 계약의 해제 등 기타 불이익한 취급을 받게 되지는 않습니다.  (앞면도 참고해 주십시오)
--	--

(資料5) 周知様式例 (工事請負契約用)

千代田区公契約条例に関するお知らせ (工事請負契約)

件 名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

この業務は、千代田区が定める賃金下限額以上の賃金を適用従事者に支払うこと等が規定されています。

○千代田区公契約条例の適用従事者の範囲

適用従事者	●正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者) ●労働者派遣法の規定により、当該業務に派遣される者 ●請負契約により当該業務に従事する者 (一人親方)
適用を受けない従事者	●同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ●労働者でない者 (ボランティア、会社役員等) 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ●特定公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者等) ●工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者) ●特定公契約に従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者

○賃金下限額

この工事の適用従事者は、千代田区が定める1時間当たりの賃金 (賃金下限額) 以上の賃金を受け取ることができます。

賃金下限額	別表のとおり
-------	--------

○申出をする場合の申出先

適用従事者は、賃金下限額以上の賃金を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	千代田区政策経営部 契約課	〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号	03-5211-4156

※上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはありません。

(別表) 令和7年度 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧

(単位：円／1時間あたり)

No.	職 種	賃金下限額	No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	3, 3 6 3	26	高級船員	4, 2 9 7
2	普通作業員	3, 0 1 5	27	普通船員	3, 4 6 5
3	軽作業員	2, 0 8 1	28	潜水士	5, 6 1 3
4	造園工	3, 0 4 8	29	潜水連絡員	4, 1 0 6
5	法面工	3, 7 5 7	30	潜水送気員	3, 9 8 2
6	とび工	3, 7 0 1	31	山林砂防工	3, 6 1 1
7	石工	3, 6 9 0	32	軌道工	6, 4 5 7
8	ブロック工	3, 4 3 1	33	型わく工	3, 5 6 6
9	電工	3, 6 6 7	34	大工	3, 4 2 0
10	鉄筋工	3, 6 6 7	35	左官	3, 7 1 2
11	鉄骨工	3, 3 3 0	36	配管工	3, 2 1 7
12	塗装工	3, 8 8 1	37	はつり工	3, 3 8 6
13	溶接工	4, 1 6 2	38	防水工	4, 0 6 1
14	運転手（特殊）	3, 4 3 1	39	板金工	3, 8 4 7
15	運転手（一般）	2, 8 5 7	40	タイル工	3, 0 4 8
16	潜かん工	4, 1 6 2	41	サッシ工	3, 6 1 1
17	潜かん世話役	4, 9 8 3	42	屋根ふき工	3, 8 1 3
18	さく岩工	4, 4 5 5	43	内装工	3, 7 1 2
19	トンネル特殊工	4, 0 2 7	44	ガラス工	3, 5 5 5
20	トンネル作業員	3, 4 8 7	45	ダクト工	3, 3 3 0
21	トンネル世話役	4, 5 5 6	46	保温工	3, 1 1 6
22	橋りょう特殊工	3, 9 1 5	47	設備機械工	3, 1 5 0
23	橋りょう塗装工	3, 9 9 3	48	交通誘導警備員A	2, 2 7 2
24	橋りょう世話役	4, 5 6 7	49	交通誘導警備員B	1, 9 8 0
25	土木一般世話役	3, 6 4 5			

(資料 6) 周知様式例 (業務委託契約、指定管理協定用)

千代田区公契約条例に関するお知らせ (業務委託契約、指定管理協定)

件 名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

この業務は、千代田区が定める賃金下限額以上の賃金を適用従事者に支払うこと等が規定されています。

○千代田区公契約条例の適用従事者の範囲

適用従事者	●正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第 9 条に規定する労働者) ●労働者派遣法の規定により、当該業務に派遣される者
適用を受けない従事者	●同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ●労働者でない者 (ボランティア、会社役員等) 最低賃金法第 7 条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ●特定公契約に従事した時間が 1 ヶ月あたり 30 分未満の者

○賃金下限額 (令和 7 年度)

この業務の適用従事者は、千代田区が定める 1 時間当たりの賃金 (賃金下限額) 以上の賃金を受け取ることができます。 (単位: 円)

No.	職 種	賃金下限額	No.	職 種	賃金下限額
1	警備員	1, 4 6 3	5	栄養士	1, 5 9 2
2	保全管理員	1, 9 6 9	6	保健師	1, 6 3 4
3	清掃員	1, 3 4 4	7	看護師	1, 6 3 4
4	介護職	1, 3 4 4	8	上記以外	1, 3 3 5

○申出をする場合の申出先

適用従事者は、賃金下限額以上の賃金を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	千代田区政策経営部 契約課	〒102-8688 千代田区九段南一丁目 2 番 1 号	03-5211-4156

※上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはありません。

千代田区の工事・業務委託契約や
指定管理施設で働く皆さんには

千代田区公契約条例の

賃金下限額 が **適用**
されています

区発注の工事や業務委託契約・指定管理施設に従事する方の適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の確保・向上に資することを目的とした条例です。

工事や業務委託契約の受注者、指定管理者、千代田区のいずれかに申し出ることができます。
申し出等をしたことを理由に、解雇・契約解除などの不利益な取り扱いを受けることはありません。

皆さんの賃金を確認してください

千代田区公契約条例とは

賃金下限額を下回っていたら

ご自身の1時間当たりの賃金と、職種や業務に応じた条例で定めた賃金下限額を比べてください。
賃金下限額は、千代田区ホームページに記載しています。

お問い合わせ

千代田区政策経営部契約課

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1



千代田区

電話 03-5211-4156

FAX 03-3221-7080

メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

賃金下限額など詳しくは

千代田区公契約条例

で

検索



1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧(令和7年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
特殊作業員	3,363	さく岩工	4,455	左官	3,712
普通作業員	3,015	トンネル特殊工	4,027	配管工	3,217
軽作業員	2,081	トンネル作業員	3,487	はつり工	3,386
造園工	3,048	トンネル世話役	4,556	防水工	4,061
法面工	3,757	橋りょう特殊工	3,915	板金工	3,847
とび工	3,701	橋りょう塗装工	3,993	タイル工	3,048
石工	3,690	橋りょう世話役	4,567	サッシ工	3,611
ブロック工	3,431	土木一般世話役	3,645	屋根ふき工	3,813
電工	3,667	高級船員	4,297	内装工	3,712
鉄筋工	3,667	普通船員	3,465	ガラス工	3,555
鉄骨工	3,330	潜水士	5,613	ダクト工	3,330
塗装工	3,881	潜水連絡員	4,106	保温工	3,116
溶接工	4,162	潜水送気員	3,982	設備機械工	3,150
運転手(特殊)	3,431	山林砂防工	3,611	交通誘導警備員A	2,272
運転手(一般)	2,857	軌道工	6,457	交通誘導警備員B	1,980
潜かん工	4,162	型わく工	3,566		
潜かん世話役	4,983	大工	3,420		

2. 業務委託、指定管理に係る賃金下限額一覧(令和7年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
警備員	1,463	清掃員	1,344	栄養士	1,592
保全管理員	1,969	介護職	1,344	保健師・看護師	1,634
上記以外の職種	1,335				

3. その他

皆様が安心して仕事ができるように、健康保険や労災保険など社会保険に加入しましょう。

●問い合わせ

千代田区 政策経営部 契約課 (〒102-8688 千代田区九段南1丁目2番1号)
 電話 03-5211-4156
 FAX 03-3221-7080
 メール keiyaku@city.chiyoda.lg.jp

(資料8) 特定公契約の賃金に係る申出書

年 月 日

特定公契約の賃金に係る申出書

様

申出者 住所
氏名

私に支払われた次の賃金について、賃金下限額を下回っているため、申出します。

件 名	
支払者	
支払日	年 月 日
賃 金	円

(資料9) 公契約条例賃金下限額一覧(令和7年度)

1. 工事又は製造の請負契約に係る賃金下限額一覧(令和7年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
特殊作業員	3,363	さく岩工	4,455	左官	3,712
普通作業員	3,015	トンネル特殊工	4,027	配管工	3,217
軽作業員	2,081	トンネル作業員	3,487	はつり工	3,386
造園工	3,048	トンネル世話役	4,556	防水工	4,061
法面工	3,757	橋りょう特殊工	3,915	板金工	3,847
とび工	3,701	橋りょう塗装工	3,993	タイル工	3,048
石工	3,690	橋りょう世話役	4,567	サッシ工	3,611
ブロック工	3,431	土木一般世話役	3,645	屋根ふき工	3,813
電工	3,667	高級船員	4,297	内装工	3,712
鉄筋工	3,667	普通船員	3,465	ガラス工	3,555
鉄骨工	3,330	潜水土	5,613	ダクト工	3,330
塗装工	3,881	潜水連絡員	4,106	保温工	3,116
溶接工	4,162	潜水送気員	3,982	設備機械工	3,150
運転手(特殊)	3,431	山林砂防工	3,611	交通誘導警備員A	2,272
運転手(一般)	2,857	軌道工	6,457	交通誘導警備員B	1,980
潜かん工	4,162	型わく工	3,566		
潜かん世話役	4,983	大工	3,420		

2. 業務委託、指定管理に係る賃金下限額一覧(令和7年度)

(単位:円/1時間あたり)

職種	賃金下限額	職種	賃金下限額	職種	賃金下限額
警備員	1,463	清掃員	1,344	栄養士	1,592
保全管理員	1,969	介護職	1,344	保健師・看護師	1,634

上記以外の職種	1,335
---------	-------

千代田区公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）が締結する請負契約等に基づく業務及び区が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、もって社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次のいずれかに該当する契約をいう。

ア 区が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約

イ 千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年千代田区条例第23号）第8条の規定により締結する協定

(2) 特定公契約 公契約のうち千代田区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

(3) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

(4) 下請負者 受注者から公契約の業務の一部を請け負い、又は受託する者（再下請等数次にわたるものを含む。）をいう。

(5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請負者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者に労働者を派遣する者

(6) 従事者 公契約にかかる業務に従事する者（下請及び派遣による者を含む。）をいう。

(7) 賃金 公契約に係る労務の対価で従事者に支払われるものをいう。

(8) 社会保険 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険をいう。

(区の責務)

第3条 区は、公契約の発注者として、法令及びこの条例に基づき、従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約の社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

(特定公契約における従事者の賃金額)

第5条 千代田区長（以下「区長」という。）は、特定公契約において、受注者及び受注関係者（以下「受注者等」という。）が従事者（継続的雇用の実態のない臨時的雇用による者等規則で定める者を除く。以下同じ。）に対し、業務の種類に応じて

区長が定める額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 区長は、賃金下限額を定めるときは、第13条の公契約審議会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

3 特定公契約の受注者（以下「特定受注者」という。）は、従事者の賃金について前項の額以上であることを確認し、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（特定公契約における従事者の社会保険）

第6条 区長は、特定公契約において、受注者等が従事者を雇用形態に応じ社会保険に加入（被保険者となることをいう。以下同じ。）させなければならないことを定めるものとする。

2 特定受注者は、従事者の社会保険への加入の状況について、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

（従事者への周知）

第7条 特定受注者は、次に掲げる事項を業務が実施される場所の見やすい位置に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

(1) 賃金下限額

(2) 前号の適用を受ける従事者の範囲

(3) 次条の規定による申出をする場合の連絡先

（従事者の申出）

第8条 特定公契約の従事者は、賃金下限額以上の賃金が支払われていない場合は、区長又は特定受注者にその事実を申し出ることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 特定受注者は、従事者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（立入調査）

第10条 区長は、特定公契約において、従事者から第8条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

（是正、契約の解除）

第11条 区長は、従事者からの申出、立入調査等により、特定公契約の従事者の賃金が賃金下限額以上でないことが確認された場合には、特定受注者に是正を求めるものとする。

2 前項の是正がなされない場合には、契約解除（指定管理者にあっては、指定の取消し。以下同じ。）をすることができる。

3 前項の契約解除により区に損害が生じたときは、当該特定受注者はその損害を賠償しなければならない。

(契約文書への記載)

第 12 条 区長は、この条例に基づく必要な事項を、契約に関する文書に記載しなければならない。

(公契約審議会)

第 13 条 公契約における労働環境の確保に関し必要と認める事項について審議するため、区長の附属機関として公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に基づき審議する。

(1) 第 5 条第 2 項の規定により区長が定める額

(2) 前号のほか公契約における労働環境の確保のため必要な事項

3 審議会は 6 人以内の委員で構成し、事業者、労働者及び学識経験者の中から区長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に締結されている公契約については、この条例の規定は適用しない。

3 第 5 条から第 12 条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に募集等をする特定公契約について適用する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、賃金下限額の決定及び告示並びに審議会の設置は、施行日前においても行うことができる。

千代田区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第6号に規定する「従事者」とは、次に掲げる者をいう。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により派遣される者

ウ 自らの提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により業務に従事する者

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の定義は、条例の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める特定公契約は次に掲げる契約とする。

(1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約

(2) 予定価格が2,000万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約

ア 施設管理業務

イ 給食調理業務

ウ 警備、車両運行業務

エ 清掃業務

オ 廃棄物、資源等回収業務

カ 窓口、管理業務

(3) 指定管理協定

(従事者から除く者)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める従事者から除く者は、次に掲げる者とする。

(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

(2) 工事又は製造の請負の契約の場合における現場代理人、監理技術者及び主任技術者

(3) 特定公契約に従事した時間が1月あたり30分未満の者

(報告)

第5条 条例第5条第3項及び第6条第2項に規定する報告は次に掲げる事項とし、報告の時期等については別に定める。

(1) 特定公契約の件名及び契約番号

(2) 受注者等の氏名又は所在地（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の

氏名並びに事務所の所在地)、担当者名、担当部署及び連絡先

(3) 賃金の支払状況

(4) 社会保険加入状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(契約書等への記載事項)

第6条 区と特定受注者との間で締結する契約及び協定に当たっては、契約書及び協定書に次の条項を記載することとする。

(1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する従事者に対し、賃金下限額以上の賃金を支払わなければならない、かつ、従事者の雇用形態に応じ社会保険に加入させなければならないこと。

(2) 受注者は、受注関係者が従事者に対して支払った賃金が、賃金下限額を下回ったときは、当該従事者に対して、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を、当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。

(3) 区は、受注者が、契約及び協定に違反した場合においては、違約金を徴収することができること。

2 区は、前項の契約及び協定に当たっては、特定受注者に対し、前項各号について特に留意するよう求めるものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(第3条第1号に掲げる契約の経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第3条第1号の規定の適用については、同号中「1億円」とあるのは、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	1億4,000万円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	1億3,000万円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	1億2,000万円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	1億1,000万円

(第3条第2号に掲げる契約の経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第3条第2号の規定の適用については、同号中「2,000万円」とあるのは、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	2,800万円
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	2,400万円

附 則 (令和3年2月26日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日規則第 16 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

千代田区公契約審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）第13条第5項の規定に基づき、千代田区公契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第3条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験者である委員のそれぞれ1名以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は公開する。ただし、必要があると認めるときは、審議会の議決により、公開しないことができる。

（守秘義務）

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、政策経営部契約課において処理する。

（審議会の運営）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例第13条第3項の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

公契約条例約款（工事又は製造の請負、業務委託）

（賃金の支払）

第1条 受注者及び受注関係者は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する従事者（以下「従事者」という。）に対して、条例第5条第1項に規定する額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。かつ、従事者の雇用形態に応じた社会保険（条例第2条第8号に規定する社会保険をいう。）に加入させなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が、従事者に対して支払った賃金が賃金下限額を下回ったときは、当該従事者に対して、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備）

第3条 公契約に係る業務の従事者の氏名、職種、従事した時間その他千代田区公契約条例施行規則（平成26年千代田区規則第33号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が定める期日までに報告しなければならない。

（従事者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は、書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

（1）賃金下限額

（2）従事者の範囲

（3）条例第8条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入調査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は、区の職員に受注者及び受注関係者事業所等に立ち入り、従事者の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（1）従事者から条例第8条の規定による申出があったとき。

（2）条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに報告しなければならない。

（契約解除）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定に

よる調査を拒否したときや非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき。）。

（２）前条第１項の規定による命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき。

（損害賠償）

第８条 前条の規定による契約解除により、区に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

２ 前条の規定による契約解除により受注者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

（違約金）

第９条 区長は、受注者が当該契約に違反したときは、違約金を徴収することができる。

（受注者の責務）

第１０条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

（不利益取り扱いの禁止）

第１１条 受注者及び受注関係者は、従事者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、下請け契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

公契約条例約款（指定管理協定）

（賃金の支払）

第1条 指定管理者（以下「受注者」という。）及び受注関係者は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）第2条第6号に規定する従事者（以下「従事者」という。）に対し、条例第5条第1項に規定する額（以下「賃金下限額」という。）以上の賃金を支払わなければならない。かつ、従事者の雇用形態に応じた社会保険（条例第2条第8号に規定する社会保険をいう。）に加入させなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が、従事者に対して支払った賃金が賃金下限額を下回ったときは、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備）

第3条 公契約に係る業務の従事者の氏名、職種、従事した時間その他千代田区公契約条例施行規則（平成26年千代田区規則第33号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が定める期日までに報告しなければならない。

（従事者への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は、書面を交付することによって従事者に周知しなければならない。

（1）賃金下限額

（2）従事者の範囲

（3）条例第8条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入調査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は、区の職員に受注者及び受注関係者事業所等に立ち入り、従事者の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（1）従事者から条例第8条の規定による申出があったとき。

（2）条例に定める事項の履行状況を確認するために必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに報告しなければならない。

（協定の解除）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒否したときや非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき。）。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置が虚偽であったとき。

(損害賠償)

第8条 前条の規定による協定の取り消しにより受注者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第9条 区長は、受注者が当該契約に違反したときは、違約金を徴収することができる。

(受注者の責務)

第10条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、従事者の良好な労働環境の確保に努めなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、従事者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、従事者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。